

第1期大津市文化財調査・保存・活用計画（令和6年度～令和8年度）

1. 趣旨

大津市には、世界文化遺産の比叡山延暦寺、世界記憶遺産の園城寺蔵「智証大師円珍関係文書典籍」をはじめとして、数多くの文化財が所在している。国指定文化財の件数は全国の市町村では第3位を数えており、これらの豊かな文化財は大津市がまちづくりを進めるための基軸となる要素である。

国においては、歴史的風致（歴史的建造物とその周辺市街地と、それに関わる人々の活動が一体となって形成してきた市街地の良好な市街地の環境）を「維持」し積極的に「向上」させるため、平成20年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」を制定し、平成31年の文化財保護法改正では「保存と活用」の推進をうたうなど、近年、歴史文化を活かしたまちづくりの視点を導入している。

本市においても2017年から2028年を計画期間とする大津市総合計画において、基本方針の2「自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人々が集うまちを創ります」の中に、基本政策7として「悠久の歴史と文化を大切にし、次代に継承します」をかかげ、施策22歴史・文化遺産の保全・発信、施策23湖都にふさわしい景観づくり、をうたっている。大津市歴史博物館は平成29年に「大津市歴史博物館の基本的運営法方針」を、文化財保護課は令和元年に「大津市歴史文化基本構想」をそれぞれ策定し、都市計画課によって進められた「大津市歴史的風致維持向上計画」は令和3年に国の承認を受け、歴史文化を活かしたまちづくりの流れが加速している。

体制の整備も進み、文化財保護課、埋蔵文化財調査センター、歴史博物館では専門職員の増員がなされ、令和4年4月1日の機構改革で、歴史文化の保存と活用を踏まえたまちづくりを一層推進するため、「文化財保護課」と「歴史博物館」が教育委員会から市長部局の市民部に移管し、市民部でも「文化・青少年課」が「文化振興課」となって第3次大津市文化振興計画を策定し、市民部が総合的な文化行政を推進する部署となった。さらに、令和5年3月「大津市文化観光振興基金条例」の一部が改正され、文化財等の保存、活用、継承のための利用にも途が開かれた。

このように環境が整備された中で、本市のまちづくりを支える重要な要素となる文化財を、調査し、保存し、活用していくため、令和5年度を準備期間として、令和6年度から令和8年度迄の3ヵ年を事業期間とする、第1期大津市文化財調査・保存・活用計画を策定する。

2. 事務の分担（対象とする文化財）

文化財は「文化財保護法」により定義がなされており、文化財保護課、歴史博物館の専門職員の配置状況から、主たる担当分野を次の通り定め、両課で協力しながら事業を進める。

文化財保護課：有形文化財〔建造物〕、無形文化財、民俗文化財〔無形〕、記念物〔史跡、名勝、天然記念物〕、文化的景観、伝統的建造物群、（保存技術）

埋蔵文化財調査センター：有形文化財〔考古資料〕、（埋蔵文化財）

歴史博物館：有形文化財〔絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料〕、民俗文化財〔有形〕

文化振興課：文化施設や地域の活動団体との連携及び情報発信

3. 3ヵ年の事業計画

既存事業に加え、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年に計画している事業を、『大津市歴史文化基本構想』に記載する保存・活用の方針に基づき、別表のように整理した。

「新・拡」欄：今回の計画で新たに実施する事業を「新規」、既存の事業を拡充する事業を「拡充」とした。

「基金」欄：●のある事業は、大津市文化観光振興基金を活用して実施する事業である。

「期間」欄：3ヵ年間で完結する事業を「完結」、3ヵ年に限らず継続して進めていく事業を「継続」とした。

4. 重点的に取り組む事業の考え方

3で示した「3ヵ年事業計画」のうち、(1)-(2)に挙げた、これまで把握できていなかった歴史文化遺産の調査を、特に重点的に取り組む。文化財や文化財所有者を取り巻く状況が日々変化するなか、文化財保護課と歴史博物館の両課が、2で挙げた分担を基本に、未指定文化財の調査を計画的に進めることで、文化財の掘り起こしと価値の共有を図っていく。

具体的には、坂本・日吉茶園や和邇祭などの緊急的な課題については、両課が連携して調査に取り組む。また、寺社や古文書・歴史資料などの概要的な調査については、年次的に調査を進めるものとし、重要なものや保存が必要なものについては、専門家等の協力を得ながら詳細調査や総合調査を行い、地域とともに文化財の価値の明確化に努めるとともに、得られた情報を可能な限り公開し、文化財所有者や市民と共有していく。

また、文化財の活用については、市民への情報提供の機能をもつ、歴史博物館や埋蔵文化財調査センターの機能充実を図る。収蔵品の修理や充実、市外に所在する大津ゆかりのレプリカ製作など、市民が文化財に親しむための環境づくりを図り、これらを両施設での公開や関連講座等を行うことで周知し、文化財に対する理解と愛着を図っていく。

5. 今後の展望

第1期計画終了後、1年間をかけて市民への還元をはじめとする成果のとりまとめと課題を抽出し、第2期計画（3年～5年）を策定する。

『第1期大津市文化財調査・保存・活用計画（令和6年度～令和8年度）事業計画表』

※『大津市歴史文化基本構想』（令和元年度10月策定）の保存・活用の方針を元に整理

『歴史文化基本構想』に記載する保存・活用の方針	3ヵ年計画事業						主な既存事業	
	事業内容		新・拡	基金	期間	成果および市民への還元		
(1) 歴史文化の保存	①指定等文化財の価値を明らかにするため、調査・研究を継続する						国・県指定文化財候補の調査協力〔文化財保護課、歴史博物館〕	
	②これまで把握できていなかった歴史文化遺産の調査を実施する	1. 坂本における茶の文化総合調査 日吉茶園の移設に伴う現地調査（測量、発掘等）坂本地域の茶の文化（歴史や行事）や茶樹の理化学的分析等総合的な調査を実施することで、坂本の茶文化の歴史的価値づけを行う。	文化財保護課 歴史博物館 文化振興課	新規	●	3年	坂本における茶文化の解明 ・調査報告書の刊行やパネル展を通じて、大津の茶文化を発信する。 ・地域のまちおこしや観光素材を提供する。 ・お茶会など茶文化の体験イベントを開催する。	大津市指定文化財の指定〔文化財保護課〕、未指定文化財の調査〔文化財保護課、埋文センター、歴史博物館〕
		2. 和邇祭の総合調査 和邇6地区が参加する和邇祭の祭礼内容が大きく変化することを踏まえ、祭礼の現状記録や祭礼具、歴史資料について総合的に調査し、記録する。	文化財保護課 歴史博物館	新規	●	3年	和邇祭の記録保存 ・変化する祭礼行事を記録し、地域・市民で共有することで、地域行事の理解と次世代への継承を進める。	
		3. 中世遺跡詳細分布調査 京都橘大学との協働により、水中遺跡の坂本城跡、山間部の宇佐山城跡について分布調査を行う。	文化財保護課	新規	●	継続	文化財の基礎データの蓄積 ・得られた成果を、説明会や講座等で紹介する。	
		4. 未指定文化財調査（寺社） 市内に所在する寺社について、年度毎に宗派単位で悉皆調査を基本とし、必要に応じ詳細調査（3D計測も想定）を行う。その成果を基に、調査台帳を作成する。	歴史博物館	拡充	●	継続	文化財の基礎データの蓄積、文化財指定の促進 ・了解の得られたものは報告書刊行やWEB公開、展覧会等で紹介する。 ・災害・盗難時の基本情報として共有する。	
		5. 未指定文化財調査（古文書・歴史資料） 市民（解説ボランティア）や京都府立大学、佛敎大学の協力を得ながら、目録や史料集の作成を行う。	歴史博物館	拡充	●	継続	文化財の基礎データの蓄積、文化財指定の促進 ・了解の得られたものは報告書刊行やWEB公開、展覧会等で紹介する。	
		6. 大津の食文化調査 市内の歴史情報を食をテーマとして、立命館大学と共同で、市内の古文書・歴史資料の調査と、並行して行事調査や事業者への聞き取り等を行う。テーマは資料が残る和菓子や酒造から始める。	歴史博物館	拡充	●	3年	食をテーマとした歴史文化の掘り起こし ・報告書刊行、展覧会開催などで成果報告する。 ・地域のまちおこし、観光素材を提供する。 ・食をテーマとしたブランディングを想定する。	
		7. 未指定文化財調査（上記以外の分野） 両課が連携を図りながら、必要に応じてテーマを設定し、さらなる市内の文化財の掘り起こしを行う。	文化財保護課 歴史博物館	新規	●	継続	両課の連携による網羅的な文化財調査の推進 ・報告書刊行して、成果を紹介する。 ・講座、説明会、展覧会を開催する。 ・文化財保護課では、文化財指定を検討する。	
③歴史文化遺産の価値の解明や保存、魅力向上のため、最新の科学技術の活用を検討する	8. 文化財保存処理 発掘調査で見つかった遺物を保存処理する。	文化財保護課 埋文センター	新規	●	継続	保存処理により遺物の劣化を抑制 ・今まで公開できなかった遺物の公開を促進する。	マイタウン大津への遺跡地図の掲載〔文化財保護課〕	

		9. 文化財3D計測【再掲】 4.未指定文化財調査（寺社）として実施。3D計測による精度の高い調査記録が必要な文化財を行う。	歴史博物館	新規	●	継続	文化財の正確な記録作成 ・災害時や復元時に活用できるようにする。	
④指定等文化財の確実な保存を継承する		10. 登録文化財保存活用事業 多様な未指定文化財建造物を対象として、国登録文化財への登録推進を図るため、登録申請に必要な経費や修理経費を補助する。	文化財保護課	新規	●	継続	登録文化財件数の増加と保存・活用の促進 ・申請時の書類作成や、修理に係る経費を補助を補助することで、所有者への経費負担が軽減される。	大津市指定文化財等の管理及び修理補助金、大津市坂本伝統的建造物群保存修理補助金、史跡公有化〔文化財保護課〕、埋蔵文化財発掘調査〔文化財保護課、埋文センター〕 【参考】 ・史跡皇子山古墳整備事業（昭和56年度～60年度） ・史跡衣川廃寺跡整備事業（平成6年度～11年度）
		11. 史跡等整備事業 公有化を進めている7か所の国指定史跡について、関係各課で構成する「史跡整備庁内検討会議」を開催し、課題を共有するとともに、史跡整備にあたっての意見聴取や今後の進め方等について検討する。また、各史跡のカルテ(史跡の特徴、現状、課題、整備の方向性などをまとめたもの)を作成する。	文化財保護課	新規		3年	史跡整備の準備体制の構築 ・地域住民が史跡等のかかわりを深め、地域への誇りと愛着が育まれる。	
⑤指定等を受けていない歴史文化遺産の文化財指定等の推進や新たな保存制度を検討する								大津市指定文化財の指定【再掲】〔文化財保護課〕、景観形成建造物・歴史的風致形成建造物指定【都市計画課】
⑥歴史文化遺産の防犯・防災体制を強化する								大津市指定文化財等の管理及び修理補助金〔文化財保護課〕
(2) 歴史文化の活用	①大津市の歴史文化に関する情報のアクセシビリティを高め、多様な魅力を全世界に発信する	12. 遺跡発掘調査報告書の電子データ化 これまでに実施してきた遺跡の調査結果をまとめた報告書をデジタルデータ化し、ホームページで公開する。	文化財保護課 埋文センター	新規	●	継続	遺跡発掘調査報告書の電子データ化 ・デジタルデータ化により、誰もがどこからでもいつでも閲覧できるようにする。	大津市歴史博物館ホームページ、大津市ホームページ等を通じての情報発信〔歴史博物館、文化財保護課、埋文センター、文化振興課〕
		13. 古地図のデジタル化【再掲】 5.未指定文化財調査（古文書・歴史資料）の一環として実施する。大津町古絵図をはじめ、順次他地域に範囲を広げ、ホームページで公開する。	歴史博物館	拡充	●	継続	古地図のデジタル化 ・デジタルデータ化により、誰もがどこからでもいつでも閲覧できるようにする。	
		14. 文化財説明板多言語発信事業 市内指定文化財に設置している説明板に二次元コードを貼り、スマートフォン等で読み取り、外国語（英語、中国語、韓国語）で見どころの解説を翻訳したウェブサイトにつながるようにする。	文化財保護課	新規	●	継続	海外からの来訪者等に対する、本市の文化財への関心と理解の促進 ・海外からの観光者の増加に寄与する。 ・海外への本市の文化財の紹介が進む。	
		15. 地域の歴史文化に関する集約サイトの開設 行政だけでなく、地域の団体の活動を含めて集約し、団体間の緩やかな連携体制の構築と情報発信を行う。	文化振興課 文化財保護課 埋文センター 歴史博物館 都市計画課	新規	●	継続	文化情報の積極的発信 ・文化芸術に触れるための情報が提供される。 ・文化資源の掘り起こしと情報発信につながる。 ・地域の活性化やまちおこしにつながる。 ・文化資源の観光資源への転換が図られる。	
②個々の歴史文化遺産の魅力を高め、さまざまな人々がその魅力を体感できる環境を整える		11. 史跡等整備事業【再掲】	文化財保護課	新規		3年		文化財説明板、中学生用副読本『大津市の文化財』刊行〔文化財保護課〕、常設展示及び企画展（企画展、ミニ企画展、パネル展等）の開催〔歴史博物館〕、博物館収蔵庫における収蔵品（館蔵・寄託品）の管理〔歴史博物館〕 【参考】 ・史跡皇子山古墳整備事業（昭和56年度～60年度） ・史跡衣川廃寺跡整備事業（平成6年度～11年度）【再掲】
		14. 文化財説明板多言語発信事業【再掲】	文化財保護課	新規	●	継続		
		16. 大津市の歴史文化普及啓発 中学生向けの副読本として作成している「大津市の歴史文化―未来に伝える15の物語―」について、デジタルデータを作成する	文化財保護課	拡充	●		タブレットや電子黒板での視聴 ・授業での歴史文化に対する理解が深まる。	

	<p>17. 小中学生向け「(仮) おおつ歴史ガイドブック」の作成 大津の豊かな歴史文化を後世に伝え、地域への愛着や誇りを持つ人材を育むため、小中学生が体系的に通史や地域の歴史文化を学べるエリア別「おおつ歴史ガイドブック」を作成する。</p>	文化財保護課 歴史博物館	新規	●	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいるまちの魅力の再発見につながる。 ・児童、生徒が地域への誇りと愛着を持つようになる。 ・歴史文化についての知識、理解が深まる。 		
	<p>18. 博物館収蔵品の充実と保存・活用 大津市の歴史を市民に紹介するため、本市に関連する資料を購入や寄贈により充実させるとともに、適切な修理と管理に努める。また、本市以外に所在するゆかりの文化財レプリカの製作を行う。</p>	歴史博物館	拡充	●	継続	<p>博物館収蔵品の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に関連する文化財の適切な保存が進む。 ・文化財の公開が促進される。 		
	③歴史文化遺産周辺との一体的な景観づくりを行う	【都市計画課】					【都市計画課】	
	④関連文化財群を通じた、多様な魅力を感じられる着地型の観光振興を図る	【観光振興課】					【観光振興課】	
	⑤歴史文化が持つ多面的な機能を活かし、良好な居住環境づくりを図る	【都市計画課】					【都市計画課】	
(3) 保存・活用のための仕組みづくり	①さまざまな主体が連携し、歴史文化遺産の調査・研究体制を整備する	<p>3. 中世遺跡詳細分布調査【再掲】 京都橋大学と連携する。</p> <p>5. 未指定文化財調査（古文書・歴史資料）【再掲】 市民（解説ボランティア）と協力する。 京都府立大学、佛教大学と連携する。</p> <p>6. 大津の食文化調査【再掲】 立命館大学と連携する。</p>	文化財保護課 歴史博物館 歴史博物館	新規 拡充 拡充		3年 継続 3年	<p>成安造形大学との協働による子ども向けワークショップ、古文書研究会との協働による史料集刊行〔歴史博物館〕</p>	
	②歴史文化に対する興味・関心を高め、保存・活用の技術や知識を身に付ける機会を提供する	<p>19. 古代体験学習 小学生を対象に、埋文センターをはじめ、学校や生涯学習センター等で、文化財の展示や古墳観察、勾玉づくり等の古代人の生活について学ぶ体験学習を提供する。</p> <p>20. 地域の魅力再発見講座 各地元団体等と連携し、歴史文化基本構想で設定した15の関連文化財群（ストーリー）をもとに、それぞれの地域の歴史・文化財についての講座を開催する。</p> <p>21. 文化施設等回遊型コラボレーション 市内の文化施設を知ってもらい、体験や鑑賞会を通じて文化・芸術に触れることを目的に、スタンプラリーを開催する。</p>	埋文センター 文化財保護課 歴史博物館 埋文センター	拡充 拡充	● ●	継続 継続	<p>文化財に親しむ機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験を積むことにより、郷土に対する関心や理解が深まる。 <p>地域の魅力再発見講座開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住んでいるまちの魅力の再発見につながる。 ・市民が地域への誇りと愛着を持つようになる。 ・歴史文化についての知識、理解が深まる。 <p>文化芸術に触れる機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設の知名度が向上する。 ・文化施設主催事業が周知され市民の参加が促進される。 	埋蔵文化調査現地説明会〔文化財保護課〕、展示・講座・小中学生体験学習〔埋文センター〕、れきはく講座・子ども向けワークショップ等の開催・地域や学校等への出張講座〔歴史博物館〕、おおつ”湖都文化”再発見フェスティバル「光くんスタンプラリー」〔文化振興課〕
	③各地域の身近な歴史文化遺産を継承するための体制・制度を整える	<p>16. 大津市の歴史文化啓発普及【再掲】</p> <p>17. 小中学生向け「(仮) おおつ歴史ガイドブック」の作成【再掲】</p>	文化財保護課 文化財保護課 歴史博物館	拡充 新規	● ●	継続 継続		

	20. 地域の魅力再発見講座【再掲】	文化財保護課 歴史博物館 埋文センター	拡充	●	継続		
④歴史文化の保存・活用に関する各主体の連携体制を整える	15. 地域の歴史文化に関する集約サイトの開設【再掲】	文化振興課 文化財保護課 埋文センター 歴史博物館 都市計画課	新規	●	継続		
⑤構想を具体化・実現化するための計画を策定し、計画的な取り組みを推進する	22. 文化財保存活用地域計画の検討 「大津市歴史文化基本構想」を具体化・実現化していくため、平成30年に改正された文化財保護法に規定する「文化財保存活用地域計画」の策定について検討する。	文化財保護課	新規		継続	文化財保存活用地域計画の検討 ・庁内の関係部局や市民と本市の歴史文化の価値の認識と共有がなされる。 ・計画的な事業進捗が図られる。	「大津市歴史的風致維持向上計画」の認定〔都市計画課〕